

学生の持ち込みパソコンの教育活用（BYOD）における  
パソコン貸与支援について

令和7年度の学生の持ち込みパソコンの教育活用について、経済的事情を有する方に対し、パソコンの貸与による支援を行います。

1 貸与対象者

学部新生で、日本学生支援機構給付奨学金採用候補者【第Ⅰ区分】、【第Ⅱ区分】、【第Ⅲ区分】、【第Ⅳ区分】である学生のうち入学時までにパソコンの購入が困難な者

2 貸与期間

原則入学年度の1年間を限度とします。

3 申請手続きについて

① 貸与を希望する学生は、日本学生支援機構給付奨学金採用候補者決定通知書【第Ⅰ区分】、【第Ⅱ区分】、【第Ⅲ区分】、【第Ⅳ区分】の写しとともに、別紙貸与申請書兼借用書を総合研究棟2階教学支援部学生支援課学生支援グループへ提出してください。

② 学生支援グループから許可・不許可の連絡をします。

③ 貸与許可者へは、学生支援グループから確認済みの貸与申請書兼借用書を交付します。

④ 貸与許可者は、同貸与申請書兼借用書を情報メディア館1階情報システム課管理運用グループへ提出し、パソコンの貸与を受けてください。

※貸与できるパソコンの数には、限りがありますので申込者多数の場合には、希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

令和 6 年 12 月  
山 梨 大 学

【担当】

教学支援部学生支援課  
学生支援担当  
TEL；055-220-8052

パソコン貸与申請書兼借用書

山梨大学長 殿

山梨大学における授業等で必須となるパソコンの購入が困難なため、貸与を申請します。

申請日	令和 年 月 日	学籍番号	
学部・学科（コース）			
学生氏名			印
入学後の住所等	〒 _____		
	電話番号 _____		
	携帯電話 _____		
保証人の住所・氏名等	〒 _____		
	氏名 _____		続柄（ ） 印
	電話番号 _____		
	携帯電話 _____		
貸与希望期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		

----- 以下借用時記入欄 -----

令和 年 月 日

下記の事項を遵守し、パソコンを借用します。

学生署名 \_\_\_\_\_

【遵守事項】

- 貸与期間は、1年間を限度とし、貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。
- 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について、保管管理などの義務を負い、盗難・破損等の事故が生じた時は、生じた損害については、すべての責任を負うものとする。
- 被貸与者は、貸与機材についてハードウェアの一切の変更を加えてはならない。
- 被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者の利用または担保物件に供してはならない。
- 被貸与者は、貸与機材のソフトをいかなる形態であれ、複製したものを販売・貸与もしくは自己複製してはならない。
- 被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策を実施し、ウィルス対策ソフトは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。
- 被貸与者及び保証人（連帯保証を含む）は、上記に掲げる事由によって生じた損害については、金銭その他による賠償の責任を負うものとする。

大学記入欄	学生支援課確認	許可 ・ 不許可	担当者印
	貸出パソコン管理番号		
	返却確認日		